



埼玉県報

第448号
令和5年(2023年)
9月15日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 県税の収納事務に係る告示（自動車税事務所）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示を廃止する告示（商業・サービス産業支援課）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 川島町土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 熊谷中央土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 講習用車両（AT車）の製造請負に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバ賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 指導支援管理業務用サーバ機器等賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 情報通信ネットワークシステム機器賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 一般国道254号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道254号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道青梅入間線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

埼玉県議会令和五年九月定例会を九月二十二日に招集する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第九百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
埼玉県さいたま市西区大字中釘 二千八十二番地 一般社団法人埼玉県自動車整 備振興会 代表理事 吉澤 裕	埼玉県自動車税事務 所大宮支所、同熊谷 支所、同所沢支所及 び同春日部支所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	令和五年四月一日 から令和六年三月 三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロヂャース八潮店

埼玉県八潮市中央三丁目十二―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百五十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五十・〇一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー久喜吉羽店

埼玉県久喜市吉羽字前四百十五―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千三百五十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六四二・〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五・九八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス加須浜町店

埼玉県加須市浜町十六番四 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年四月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百六十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六・二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年八月二十九日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス久下店

埼玉県加須市久下二丁目二十番七 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成

東京都港区浜松町二丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年四月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百九十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六八・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年八月二十九日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太平ショッピングプラザ

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目五十七―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社太平 代表取締役 平子一郎

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社サンベルクス 代表取締役 鈴木秀夫

東京都足立区花畑五丁目十四番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千五百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五・一七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテUNY大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目十八番地

（変更後）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和四年十一月二十一日

ニ 届出年月日

令和五年七月二十七日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目十八番地 外 計十五者

（変更後）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十二者

ハ 変更年月日

令和五年三月二日

ニ 届出年月日

令和五年七月二十七日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム春日部店

埼玉県春日部市下柳字古川端七百六十九番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計二者

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

埼玉県加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場字中原四百四十六番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム草加店

埼玉県草加市谷塚仲町四百八十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須一番街

埼玉県加須市下高柳一丁目二十九番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十三者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計十二者

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須二番街

埼玉県加須市下高柳一丁目十六番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号 外 計二者

（変更後）株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十六日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

太平ショッピングモール

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目九―三十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社太平 代表取締役 平子 一郎

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年七月十日

告 示

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物については、分別して保管を行うこと。

(2) 産業廃棄物の保管については、産業廃棄物保管基準を遵守し、保管場所の揭示等を行うこと。

(3) 添付図面十五(1)において、廃棄物一の保管容量が二十立方メートルの誤記と思われるため、確認・修正を行うこと。

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和五年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス久下店

埼玉県加須市久下二丁目二十番七 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 造成工事や建物の建築時において、騒音規制法及び振動規制法で定める特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。また、騒音及び振動に関して周辺住民への配慮を行ってください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例で定める特定施設を設置する場合は、特定施設設置届出書を市へ提出してください。

(3) 資材置場等のストックヤードから搬入する土砂の量が月間五百立方メートル以上の場合は、土砂の排出届出書を県へ提出してください。

(4) 原動機付自転車を除く駐車台数二十台以上収容又は原動機付自転車を含む面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づき看板等を設置してアイドリングストップを周知させていただきます。

(5) 交通安全に留意して、前面道路との出入口付近に、安全確認の支障となる構造物や植栽などを設置しないでください。

(6) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路付近となるため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。

(7) 必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(8) 地域の町内会が開催する祭りや各種行事等への参加・協力についてお願いしたい。

(9) 退店、撤退等の際には地域町内会へ早期の情報提供をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和五年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千十七号

令和五年埼玉県告示第六百八十九号（大規模小売店舗の新設に関する公示）は、
取り消す。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	福田 稔	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千九百三十九番地二 号

告 示

埼玉県告示第千十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小高 秀明	埼玉県比企郡川島町大字畑中二百七十一番地
監事	小久保 正	同 同 同 平沼千二百六十三番地一

告示

埼玉県告示第千二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和五年九月十二日認可した。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

熊谷中央土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県熊谷市

告 示

埼玉県告示第千二十一号

測量計画機関である埼玉県水環境課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県水環境課

二 作業種類

公共測量（一般水準測量）

三 作業地域

埼玉県内五十六市町（中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域）

四 作業期間

令和五年八月二十一日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二十二号

測量計画機関である埼玉県都市計画課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県都市計画課

二 作業種類

公共測量（3D都市作成）

三 作業地域

加須市、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

令和五年九月十五日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二十三号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量三点）

三 作業地域

埼玉県狭山市南入曾地内外

四 作業期間

令和五年九月十二日から令和六年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二十四号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

三 作業地域

新座市本多一丁目・堀ノ内三丁目地内

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二十五号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十一センチメートル）

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和五年十二月一日から令和六年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二十六号

令和二年埼玉県告示第千三百五号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二十七号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
講習用車両（A T車）の製造請負 8台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日産プリンス埼玉販売株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合4丁目24番15号
- 5 契約金額
38,148,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県告示第千二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用グループウェアサーバ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額
407,022,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月30日

告 示

埼玉県告示第千三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

422,179,340円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月30日

告 示

埼玉県告示第千三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

2,346,577,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月30日

告 示

埼玉県告示第千三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
指導支援管理業務用サーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
69,458,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月30日

告 示

埼玉県告示第千三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

情報通信ネットワークシステム機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

600,866,640円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月30日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市大井字西台八五一番四地 先から同市大井字西台九四五番二地 先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年九月十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十二月二十日付 け埼玉県川越県土整備事務所 長告示第二十六号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。延長二〇七・〇〇メ ートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 ふじみ野市大井字西台八五一番四地先から

同市大井字西台九四五番二地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年九月十六日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字小谷田三丁目一〇七 番二地先から同市扇町屋五丁目三 九四番三地先まで		区 間
九・〇五 一・二・〇一	六・二五 六・七四	敷地の幅員 (メートル)
二〇七・九一		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
那志字下十条前三三四番地先まで	児玉郡美里町大字阿那志字川原二七六番八地先から同郡同町大字阿	区 間
一七・四六	一二・五〇 二一・一八	敷地の幅員 (メートル)
	二〇〇・八〇	延長 (メートル)
更である。	令和元年十二月十三日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第 十一号の道路予定区域の一部変	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>本庄寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字阿那志字川原二七六 番八地先から同郡同町大字阿那志字下 十条前二三四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年九月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年九月十五日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇〇・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 本庄寄居線 児玉郡美里町大字阿那志字川原二七六番八地先から

同郡同町大字阿那志字下十条前三三四番地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年九月十六日

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年九月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年九月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 令和六年度当初教育局等人事異動方針について
- ロ 令和五年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 令和五年度優秀な教職員の表彰について
- ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年九月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年九月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する訴訟の提起について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他